

令和7年7月

第7回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月14日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	18番	本橋 文男
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	荻谷 智美
農業行政課	係 長	西村 孝之
農業行政課	主 査	大野 敏寿
農業行政課	主 任	北島 瑛二

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

			て
	議案第	2号	農地法第4条の規定による許可について
	議案第	3号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
	議案第	4号	農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第	5号	現況証明の発行可否について
	議案第	6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第	7号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について
日程第3	報告第	1号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告第	2号	農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第	3号	農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第	4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第	5号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第6の1によるあっせん委員の指名について
	報告第	6号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後1時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和7年第7回総会に御参集いただきまして、ありがとうございます。

開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、御苦勞様です。

最近、猛暑の日が続く、梅雨が明けてしまったのではないかと、というくらいの暑い日が続いております。皆さんも、体調管理には十分に気を付けていただきながら農作業に従事していただければと思います。

本日は、大変御苦勞様でございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第7回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は23名で、定足数に達していることから、令和7年第7回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席6番石田真也委員、議席7番中島信夫委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局荻谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号12番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号36番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から、提出番号12番を除いて議案第4号の審議と併せて議題とすることによろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号 7 番、8 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、7 番、8 番を除いて担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る 7 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 1 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いいたします。

関口和美委員

去る 7 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番については、水稻・麦を作付けしている農家で、申請地には麦を作付けする予定です。

提出番号 3 番については、農業開始のための申請されたものです。申請地には麦を作付けする予定です。

提出番号 4 番については、水稻・野菜・植木を作付けしている農家で、申請地には植木の苗木を作付けする予定です。

提出番号 5 番については、農業開始のための申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 6 番については、水稻・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 2 番から 6 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号9番については、申請者は農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号10番については、申請地の一部を耕作可能になるよう指導すべく継続審議としました。

提出番号11番については、申請者は水稻・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には野菜・果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号10番については継続審議。提出番号9番、11番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号14番については、農業を開始するため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号13番、14番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る7月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号15番については、申請者は水稻・野菜・芝・花木を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 16 番については、申請者は水稻・野菜・花木を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 17 番から 22 番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者はブドウを作付けしている農家で、申請地にはブドウ・陸稲を作付けする予定です。

提出番号 23 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 24 番については、申請者はブドウを作付けしている法人で、申請地にはブドウを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 15 番から 24 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、各地区の調査結果の報告が終わりました。

提出番号10番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号10番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、提出番号10番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号10番については、飯岡委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号10番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第 1 号の提出番号 1 番から 6 番、9 番から11番、13番から24番について質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から6番、9番から11番、13番から24番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から6番、9番から11番、13番から24番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から6番、9番から11番、13番から24番について、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号7番、8番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯島秀幸委員の退席を求めます。

（飯島秀幸委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号7番、8番について、大野委員より調査結果の報告をお願いいたします。

大野博司委員

去る7月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号7番、8番については、同一申請人のため一括して説明いたします。

申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号7番、8番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号7番、8番について、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号7番、8番に対する質疑を終結いたします。

提出番号7番、8番について、大野委員報告のとおり、許可することに異議ありません

か。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 7 番、8 番について、許可することに決定いたします。

飯島秀幸委員の復席を求めます。

（飯島秀幸委員 復席）

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第 2 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る 7 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番について、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、県道の拡幅に伴い、自宅敷地が減少することから、農家住宅の拡張として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 1 番については、一般基準に適合の上、第 1 種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 7 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在の住居が老朽化により住みにくくなってきたため、自己用住宅用地を建築するため申請されたものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 2 番については、一般基準を満たしており、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 2 号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第 2 号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 2 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 2 号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第 3 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、荃崎地区において調査を実施しておりますので、大野委員より調査結果の報告をお願いいたします。

大野博司委員

去る7月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、令和6年6月13日付け、つくば農委指令第23号をもって、駐車場用地として農地法第5条の許可を受けましたが、土地所有者から土地の一部を返却してもらいたいとの申し出を受けたことから、転用面積を縮小すべく、事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号1番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第3号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番を一

括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第4号、議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、議案第4号の提出番号12番については、議事参与の制限案件に該当しますので、12番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番から3番については、同一申請人のため一括して説明させていただきます。

農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外で不動産業を営む法人です。今般、住環境がよく需要が見込まれることから、建売住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号7番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を母より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第1種及び第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電気固定買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、630Wパネルを1,200枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号10番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、社宅住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から10番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思いますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、関口委員、お願いいたします。

関口和美委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号11番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。今般、公共工事を受注し、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として利用するため申請されたもので、許可日から令和7年12月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面を鉄板敷きとし、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、碎石170m³、バックホウ2台等を置き、仮設事務所も設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号13番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県内で運送業及び倉庫業を営む法人です。事業拡大に伴い、既存駐車場が手狭になってきたことから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面浸透性アスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車46台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号14番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で保育園を運営している法人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を借り受け、保育園用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、園舎1棟と従業員兼保護者用駐車場36台分、園庭を整備する計画

で、資金については自己資金と融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産賃貸業を営む法人で、周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を借り受け、貸グループホーム用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、グループホーム1棟と従業員兼保護者用駐車場10台分を整備し、社会福祉事業を営む法人に貸し付ける計画です。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭のため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を借り受け、共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、共同住宅1棟を建築する計画です。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、保育園を経営している法人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を借り受け、保育園用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、園舎1棟と従業員兼保護者用駐車場48台分、園庭を整備する計画で、資金については自己資金と融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、家族の増加に伴い手狭のため、申請地を父より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、全国的に小売業を営む法人です。周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を借り受け、コンビニエンスストア用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、店舗1棟と普通自動車駐車場23台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県内で建設業を営む法人です。事業拡大に伴い、既存資材置場が手狭になってきたことから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を木柵で囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、足場材、鉄筋、碎石、2tトラック等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号23番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で美容院を経営する個人です。既存で従業員用駐車場がなく、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車4台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金と融資で賄う予定です。

提出番号26番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置き、土木建設業を営む法人です。今般、近隣の施設の建て替え工事を請負い、近隣に資材置場が必要になったことから、申請地を借り受け、資材置場用地として利用するため申請されたもので、令和7年8月1日から令和9年9月30日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、一部鉄板敷きとし、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、残土ストックヤードや普通自動車11台分の駐車スペースを確保し、仮設事務所も設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号27番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、家族が増え、居住する住宅が手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号28番については、土地の登記事項証明書や資金の証明等添付書類に不足があるため、提出を求めるべく継続審議といたしました。

提出番号29番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く不動産業を営む法人です。現在、貸物流倉庫を運営していますが、倉庫を借りている法人の従業員が増加することにより、駐車場が不足することから、申請地を取得し、貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面透水性アスファルト舗装とし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車185台分と25台分の駐車場を整備する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号28番については継続審議。提出番号11番、13番から27番、29番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定並びに第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る7月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号30番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電気固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっています。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、590Wパネルを176枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号31番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、家族が増えたため、独立した生活をすべく、申請地を母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号32番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在の居宅を子に譲り渡し、新たに住宅を建築することになったことから、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号30番から32番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いいたします。

飯岡宏記委員

去る7月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号33番と34番については、同一申請人による関連する事業であることから、一括して御説明いたします。

農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、住宅用地としての需要が見込まれることから、申請地を取得し、提出番号33番については、建築条件付土地売買予定地として、提出番号34番については、それに伴う側溝埋設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地6区画と開発用道路として、区画内宅地への進入用道路を整備する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号35番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を父より借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号33番から35番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当していますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、白石委員、お願いいたします。

白石 悟委員

去る7月8日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第1号の提出番号12番と議案第4号の提出番号36番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種農地と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号12番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第4号の提出番号36番については、発電設備の支柱部分に対し、農地法第5条の一時転用の申請をされたものですが、下部農地における営農計画を見直したいとの申し出があったことから、継続審議といたしました。

提出番号37番から39番については、同一申請人による一体事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、申請地の隣接地で建設業を営んでおりますが、自社の資材置場を設けておらず、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、資材置場用地として利用すべく申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透とし、草刈り、整地、防草シート敷設、碎石敷均しをした上で、従業員車両及び社用ダンプ等駐車場8台分のスペースを確保し、砂、碎石等の資材を20㎡置く計画で、資金については自己資金で賄います。

提出番号40番については、農用地区域内の農地です。

申請者は、県外に本店を置き、発掘調査及び測量業を営む法人です。今般、申請地の近隣で、市発注の埋蔵文化財発掘調査業務を受注したことから、申請地を借り受け、資材置

場用地として利用するため申請されたもので、令和7年12月12日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とし、整地後に、雑草くず、掘削土を置く計画で、資金については自己資金で賄います。

一時転用期間終了後は、肥培管理を行っていく旨の所有者からの確約書も添付されております。

提出番号41番から46番については、同一申請人による関連する申請であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は、第1種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、送電・配電などの電気事業を営む法人です。今般、送電用電気工作物の設置に当たり、事業用地を選定したところ、遺跡の対象地であったことから、埋蔵文化財の発掘調査を行うため申請されたものです。

提出番号42番から46番については、埋蔵文化財の発掘調査用地として、提出番号41番については、発掘調査に伴う掘削土置場用地として借り受けるもので、令和8年3月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とする計画で、資金については自己資金で賄います。

一時転用期間終了後は、肥培管理を行っていく旨の所有者からの確約書も添付されております。

提出番号47番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、市外の借家に住んでおりますが、将来のことを考え、父より申請地を借り受け、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号48番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、義母と同居しておりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号12番と議案第4号の提出番号36番については継続審議。議案第4号の提出番号37番から48番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地、第1種農地、第2種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る7月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号49番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅

用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号50番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号51番については、農地区分は第1種及び第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を祖母より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号52番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内に本店を置き、中古車販売業を営む法人です。事業の拡大に伴い、既存の車両置場が手狭となり、業務に支障を来していることから、既存の車両置場に隣接する申請地を借り受け、車両置場を拡張すべく申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砂利敷きとし、周囲を既存フェンスと柵板で囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車44台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号53番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、住宅用地としての需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地6区画と開発用道路を整備する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号49番から53番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号12番及び議案第4号の提出番号1番から11番、13番から53番の説明及び報告が終わりました。

議案第1号の提出番号12番及び議案第4号の提出番号28番、36番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第1号の提出番号12番及び議案第4号の提出番号28番、36番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第1号の提出番号12番及び議案第4号の提出番

号28番、36番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号12番及び議案第4号の提出番号28番、36番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番及び議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号28番、36番については、継続審議いたします。

続きまして、議案第4号の提出番号1番から11番、13番から27番、29番から35番、37番から53番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号の提出番号1番から11番、13番から27番、29番から35番、37番から53番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号の提出番号1番から11番、13番から27番、29番から35番、37番から53番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から11番、13番から27番、29番から35番、37番から53番については、許可することに決定いたします。

続きまして、提出番号12番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、青木委員の退席を求めます。

（青木道子委員 退席）

議長（飯野 和男）

それでは、提出番号12番について、関口委員より調査結果の報告をお願いいたします。

関口和美委員

提出番号12番について、申請地の農地区分は、農用地区域内農地及び第1種及び第2種並びに第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き、高速道路事業を営む法人です。圏央道の4車線化事業に伴い、現場付近に工事用道路を設置することが必要になったことから申請するもので、許可日から3年間の一時転用です。

許可後の利用方法は、土木シートを敷き、その上をアスファルト敷き、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設道路を敷設する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っております。

以上のことから、提出番号12番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地及び第1種農地並びに第2種農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号12番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号12番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号12番について、関口委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号12番について、許可することに決定いたします。

青木委員の復席を求めます。

（青木道子委員 復席）

議長（飯野 和男）

なお、提出番号12番、18番につきましては、30aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。

議案第5号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 5 号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第 5 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、谷田部地区分について、関口委員、お願いいたします。

関口和美委員

去る 7 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、20 年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 2 番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状態となっております。

提出番号 3 番については、農機具等により容易に農地に復元可能と判断いたしました。

提出番号 4 番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 3 番については、発行否。提出番号 1 番、2 番、4 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る 7 月 9 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 5 番については、20 年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 5 番については、非農地証明の範囲内と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号3番は、証明発行否との報告がありましたので、先に審議いたします。

提出番号3番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号3番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号3番については、関口委員報告のとおり、証明発行否とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否についての提出番号3番は、証明発行否とすることに決定いたします。

続きまして、提出番号1番、2番、4番、5番について審議いたします。

意見等ありましたらお願いいたします。

雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

大穂地区の雨貝です。提出番号4番の案件で御質問させていただきます。こちらの土地は農用地区域内農地かと思いますが、農用地区域からの除外との関わりはどうなっているのでしょうか。

事務局（飯泉課長補佐）

事務局よりお答えいたします。

御質問ありました農用地区域内農地であるか同課の如何に関わらず、当委員会において非農地証明を発行することは問題ないと考えております。

ただし、証明発効後も農用地区域内農地であることには変わりございませんので、今後山林を開墾するなどして、住宅や駐車場等への用途変更する場合には、農用地区域からの除外が必要になる可能性がございます。

雨貝洋子委員

ありがとうございました。

議 長（飯野 和男）

質問等、ほかにありましたらお願いします。よろしいですか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号１番、２番、４番、５番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号１番、２番、４番、５番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第５号 現況証明の発行可否についての提出番号１番、２番、４番、５番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第６号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第６号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書32ページです。

議案第６号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和７年６月20日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号１番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号18番までのとおりとなり、豊里地区９件、谷田部地区３件、荃崎地区４件、筑波地区１件、桜地区１件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上です。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第6号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案書50ページになります。

資料は、地域計画のA4サイズのものと同様地図になっております。

令和7年3月に作成した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、地域計画変更時にも、市町村は農業委員会に意見を求めることとなっております。

令和7年5月受付分の地域計画変更の内容、こちらは新たに担い手を追加するものと、共同住宅建築に伴う計画からの除外になります。

該当の変更区域は、6つの区域があり、豊里第7区は、計画への位置づけが10筆。谷田部第9区は、計画への位置づけが1筆。谷田部第10区は、計画への位置づけが25筆。谷田部第13区は、計画への位置づけが1筆。谷田部第14区は、計画への位置づけが4筆、共同住宅建築のため計画除外が4筆。荻崎28区は、計画への位置づけが5筆。合計50筆の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考える
と回答することによってよろしいでしょうか。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第7号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第7号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定いたします。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書51ページから75ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第6号について、質問、意見等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、報告第1号から報告第6号について終了いたします。

その他の報告ですが、先月18日に今鹿島地内で実施しました農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願いいたします。

對崎徳男委員

先月18日に今鹿島地内の圃場で実施しました農地再生チャレンジ事業の際は、筑波地区の農業委員さん、推進委員さん、また、運営委員の皆様に御協力をいただき、僅かばかりではありますが、元荒廃農地で生育したジャガイモを収穫することができました。

これまで事業当初より御協力いただきました皆様に、あらためて感謝を申し上げます。
本当にありがとうございました。

今般、事業用地としてお借りしました農地につきましては、担い手農家の方に引き継いでいけるよう話し合いを進めているところでございます。

また、先月の総会終了後に皆様から頂いた御意見を真摯に受止め、来年度の事業成功に向けて精一杯取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、今年度の反省を踏まえ、来年度が十分な作業期間を設け、11月中に

は圃場での作業を開始したいと考えております。引き続き、皆様の御支援・御協力をいただければ幸いです。

以上で、遊休農地対策専門委員会からの報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

次に、先月の総会終了後に開催しました、令和7年度農業委員会合同視察研修会に関する世話人会での協議結果及び今後の進め方につきまして、同会の代表幹事である野堀委員より報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

先月13日に開催された総会終了後に世話人会を開催し、合同視察研修会の視察先や研修内容について協議しましたので、その結果について御報告いたします。

当該研修につきましては、企画旅行を行っている3社からの提案を受け、世話人会で十分に検討した結果、常南トラベルの提案内容が最適であるとの結論に至りました。

視察研修の実施時期につきましては、11月18日から1泊2日の行程とし、宿泊場所は、千葉県鴨川グランドホテルとすることといたしました。

また、視察先といたしましては、先般のアンケートにおいて委員さんから提案がありましたソーラーシェアリングの先進事例の検討を行ったのですが、一人当たり5,000円の研修負担金が発生するとのことでしたので、費用対効果も考慮し、断念することとし、代わりに地元野菜の地産地消、地域振興の成功事例として、にぎわいの場を創出している、いちごよこすかポートマーケットの見学や、廃校となった公立小学校施設を活用した道の駅保田小学校を視察しつつ、館山にある、ヨシダ米屋での視察研修を実施したいと考えております。

なお、ただいま報告した内容は、先月27日に開催した運営委員会において報告し、委員全員からの了承を得ておりますので、御報告させていただきます。

以上、世話人会からの報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、毎年7月に発行している「農委だよりつくば」について、情報提供専門委員会の青木委員長より報告をお願いいたします。

青木道子委員

「農委だより」の第63号について御報告いたします。

誌面の記載につきましては、筑波山を表紙にして、会長の挨拶のほか、チャレンジ事業における、遊休農地から農地への復元過程の作業状況等の様子を掲載しております。その他、農地利用状況調査の案内、農地等の公売、農業担い手講習会の様子、若手就業者のインタビュー記事などを掲載いたしました。

また、誌面の内容修正等につきましては、最終校正の段階ですが、お気づきの点がござ

いましたら、事務局まで早々に御連絡をお願いいたします。

昨年同様、各地区の農業推進委員さんを通して約10,000枚の配布を予定しております。

以上、情報提供専門委員会からの報告をおわります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第7回総会を閉会いたします。

慎重審議、本当に御苦勞様でございました。

【午後2時50分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員